

業務実績データベースに関する特記仕様書

（適用範囲）

第1条 本業務は、契約書、設計業務等共通仕様書（案）、地質・土質調査共通仕様書（案）、測量作業共通仕様書（案）、工損調査業務共通仕様書（案）、用地調査等共通仕様書（案）及びその他の特記仕様書によるほか、この特記仕様書に基づき実施しなければならない。

（業務実績データの登録にかかる業務）

第2条 業務実績データの登録にかかる業務は、契約時又は変更時の契約金額が100万円以上の業務とする。また、測量設計業務等の複数業務の場合の登録については、監督員の指示によるものとする。

（業務実績情報の作成及び登録）

第3条 受注者は前条の規定に該当する業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後15日以内（休日等除く。以下同じ。）に、登録内容の変更時は変更があった日から15日以内に、完了時は業務完了後15日以内に、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は8名までとする。）

また、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から15日以内に監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。ただし、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了時において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

地盤情報の収集と利活用に関する特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、市が発注する建設工事及び業務においてボーリング調査を実施するものに適用する。

(目的)

第2条 官民が所有する地盤情報の共有化の実現を図るとともに、広く一般市民の利活用に資するため、得られた地盤情報の収集・利活用を行うデータプラットフォームの構築、オープンデータ化の取り組みの推進を目的としている。

(地盤情報の検定および登録)

第3条 受注者は地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報の利用の可否について、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】（平成28年10月 国土交通省）に基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」（ここでは、「公開可」を「利用可」、「公開不可」を「利用不可」と読み替えるものとする。）を記入した上で、検定の申込を行うこととする。また検定するデータのファイル形式等について、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】（平成28年10月 国土交通省）に基づき作成すること。

なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経费率算定の対象額としない。また受注者は、納品の際に一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書を発注者に対して提出し、成果が検定済みであることを報告することとする。

ウィークリースタンスの実施に関する特記仕様書

第1条 目的

ウィークリースタンスは、受発注者で1週間のルール(スタンス)を目標として定め、計画的に工事及び業務を履行することで、目的物の品質確保につなげるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進など、担い手の育成及び確保を目的とする。

第2条 実施方法

実施にあたっては、「四国中央市ウィークリースタンス実施要領」に基づき実施し、受発注者が相互に協力し、次の内容について取り組むものとする。

- (1) 発注者は、月曜日（休み明け）を依頼の期限日としない。
- (2) ノー残業デーは定時の帰宅を心掛ける。
- (3) 発注者は、金曜日（休日前）に依頼をしない。
- (4) その他、任意に設定する。

第3条 留意事項

- ・取り組み内容については、工事又は業務内容及び受注者の意思を踏まえて設定するものとし、部分的な実施も可とする。また、取り組み期間は工事期間、業務期間全体に限らず、可能な期間だけとすることも可とする。
- ・緊急対応については、上記の限りではなく、受発注者が協力して臨機に対応を行うものとする。